

ふじみ野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例新旧対照表

改正案	現行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 条例等 <u>市の条例及び規則</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）並びに<u>その他の申請、届出その他の手続に係る市の機関等が定めるその根拠となる規定</u>（次号に規定する指定管理者にあっては、<u>市の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。</u>）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。 (3)～(12) （略） （電子情報処理組織による申請等） 第3条 （略） 2～4 （略） 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において<u>手数料、使用料その他の収入金</u>（以下「<u>手数料等</u>」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の規定により行う場合には、<u>当該手数料</u>	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 条例等 <u>条例及び規則</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。 (3)～(12) （略） （電子情報処理組織による申請等） 第3条 （略） 2～4 （略） 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において<u>収入印紙をもってすることその他の手数料</u>の納付の方法が規定されているものを第1項の規定により行う場合には、<u>当該手数料</u>の納付について

料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 （略）

は、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 （略）